

東近江市学校教育情報化推進計画 (令和6年～令和10年度)

東近江市教育委員会

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2

第2章 学校教育の情報化の現状と課題

1 児童生徒の資質・能力・・・・・・・・	2
2 教職員のICT活用指導力・・・・・・・・	3
3 ICTの環境整備・・・・・・・・	4
4 学校における働き方改革と組織・体制・・・・・・・・	4

第3章 基本方針

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成・・・・・・・・	5
2 教職員のICT活用指導力の向上・・・・・・・・	6
3 ICTを活用するための環境の整備・・・・・・・・	6
4 ICT推進体制の整備と人材確保・・・・・・・・	6

第4章 学校教育の情報化に関する目標・・・・・・・・ 8

第5章 計画に講ずべき施策

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成・・・・・・・・	9
(1) ICTの主体的で効果的な活用の推進	
(2) 様々な教育ニーズを持つすべての児童生徒の学びへのICT活用	
(3) 情報モラル教育の充実	
(4) プログラミング教育の推進	
(5) 健康面への配慮	
2 教職員のICT活用指導力の向上・・・・・・・・	10
(1) ICTを活用した指導方法等の普及	
(2) 学校の教職員の資質の向上	
3 ICTを活用するための環境の整備・・・・・・・・	11
(1) 学校におけるICTの活用のための端末やネットワーク等の環境整備	
(2) 学習指導の充実のための環境整備	
4 ICT推進体制の整備と人材確保・・・・・・・・	12
(1) ICT推進体制の整備	
(2) ICT推進体制のための人材確保	

参考資料・・・・・・・・	13
--------------	----

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や技術革新の進展による超スマート社会（Society5.0）の到来と新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な社会変化が進行しているなか、児童生徒にはこれまで以上に主体的に考え、他者を尊重し協働し、多様な社会的変化に柔軟に対応し、持続可能な社会を築くための力を養成することが求められている。

国においては、学習指導要領の改定や「学校教育の情報化の推進に関する法律」など、国や地方公共団体の法的枠組みが整備され、滋賀県も「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」を制定し、学校教育の情報化を計画的に進める基盤が整備された。

本市においても、「第2期東近江市教育振興基本計画」において、確かな学力の向上に向け、ICTを活用した学習環境の整備により、情報活用能力を育成することは有効であると期待している。

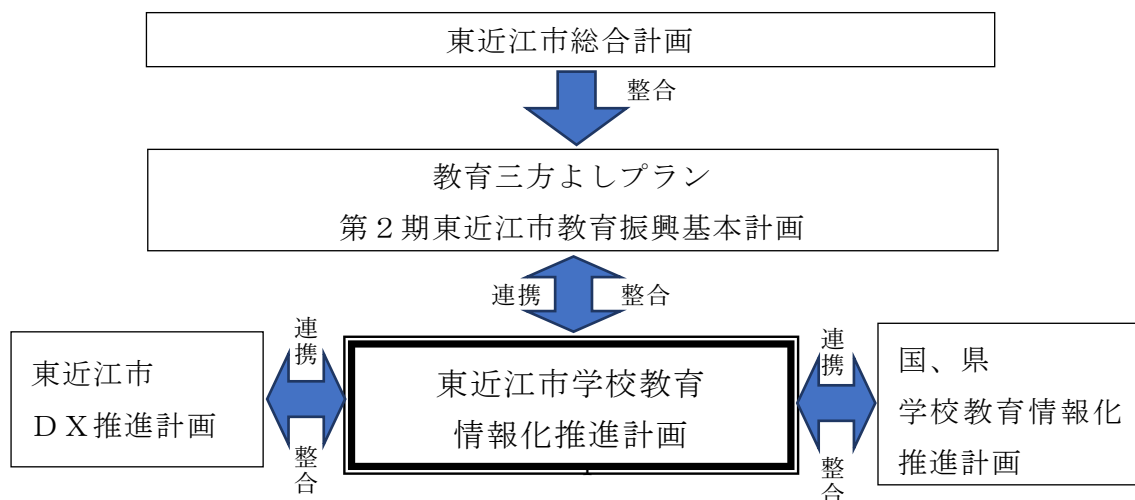
すべての児童生徒が誰一人取り残されず、一人一人が資質・能力を最大限に伸ばし、夢や希望を実現し、たくましい人生を切り拓けるよう学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的として本計画を策定した。

2 計画の位置づけ

本計画は、学校教育の推進に関する法律第9条第2項に定める市町村学校教育情報化推進計画として策定するものである。

本計画は、国や県の学校教育情報化推進計画を踏まえ、本市における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を示すものである。

また、本計画は教育三方よしプラン「第2期東近江市教育振興基本計画」、「東近江市DX推進計画」等と連携・整合を図りながら、本市が目指す子どもの姿を実現するため学校教育における情報化分野における具体的な推進計画とする。



3 計画の期間

本計画の施行は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。必要に応じて見直しを行う。

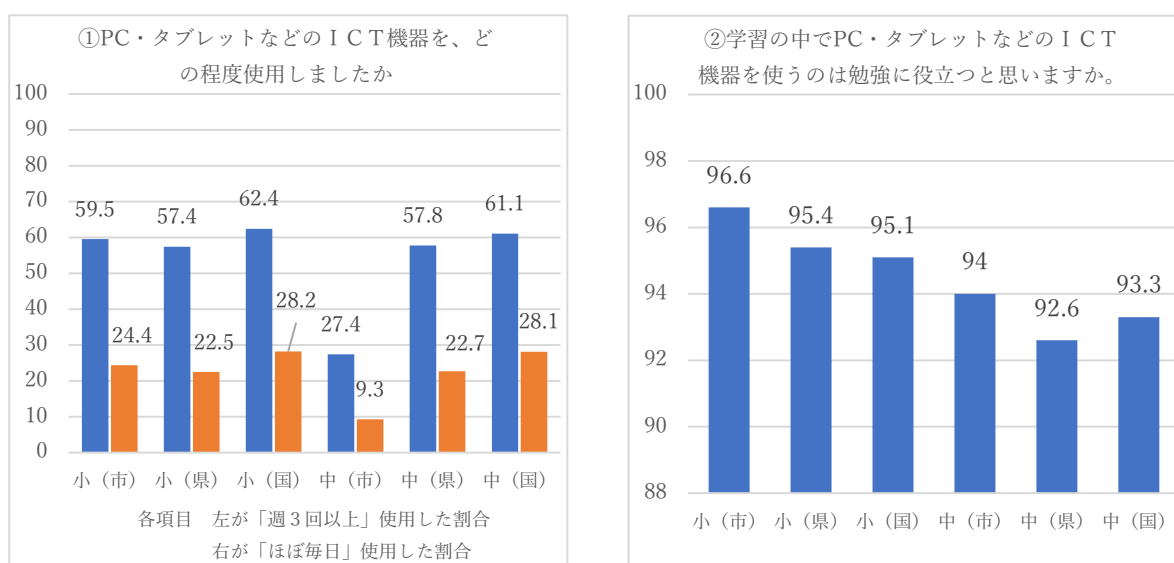
第2章 東近江市学校教育の情報化の現状と課題

1 児童生徒の資質・能力

GIGAスクール構想の元、児童生徒の一人一台端末の配備や、それを有効に活用するための環境整備、ICTを活用した学習の取組が進展している。その中で、令和5年度学力・学習状況調査の「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強に役立つと思いますか。」という質問に対し約95%の児童生徒が「役に立つと思う」「どちらかといえば役に立つと思う」と回答している。

学習でのICT活用への関心や意欲が高いことが明らかになったが、日常的に活用できているとは言えない。

今後は、児童生徒がタブレット端末を新たな学習ツールとして日常的に活用することで、より自由な発想で適切に活用できることが求められている。



（出典：令和5年度「学力・学習状況調査」）

本市の小中学校では、「子どもの生き抜く力を育む教育」を目指して、成長段階に応じた教育を促進している。将来の予測が困難な社会において情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには情報活用能力および確かな学力の育成が不可欠である。

また、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるように、児童生徒の実態に応じた学習が必要である。

更には、発達段階や個々の特性、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要

することなど様々な教育ニーズを持つ児童生徒であっても、誰一人取り残されず、子ども一人一人の可能性を引き出すための学習が必要である。そのためには、ＩＣＴの特性を最大限に活用した個別最適な学習の実現が不可欠である。

一方で、ＩＣＴの活用が日常的になるにしたがって、ＳＮＳ利用等に伴うトラブルに巻き込まれたり、著作権等の他人の権利を侵したり、長時間の利用における視力低下などの心身の健康面への影響といった、負の側面にも配慮が必要である。情報を正しく安全に利用するための情報モラルや情報リテラシーの習得が求められる。

2 教職員のＩＣＴ活用指導力

GIGAスクール構想により一人一台端末等のＩＣＴ環境が急速に整備され、今後は質的にも量的にも充実するように積極的に利活用することが重要な段階となっている。

令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査において「授業にＩＣＴを活用して指導できる教員の割合」は71.1%、「児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力」は75.8%、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」は82.8%であり、全国平均よりも低い状況である。

教職員によっては、ＩＣＴ利活用のノウハウが不足している、学校によっては利活用に遅れが見られるなど、ＩＣＴ活用状況にばらつきがあり、またＩＣＴ活用の意義に対する理解にもばらつきが生じている。

	市	県	全国
教材研究・指導の準備・評価・校務などにＩＣＴを活用する能力	84.7%	84.5%	88.5%
授業にＩＣＴを活用して指導する能力	71.1%	71.5%	78.1%
児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力	75.8%	73.1%	79.6%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	82.8%	83.0%	86.9%

（出典：令和4年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）

ＩＣＴを最大限活用することで個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教職員のＩＣＴを日常的に活用した教科等の適切な指導を進めていくことで情報活用能力を育成していくことが重要である。このため、三方よし学力向上プランを基にＩＣＴを活用した授業改善を推進していく必要がある。

また、一人一台端末等の配備、スマートフォン所持の増加や低年齢化に伴い、ＳＮＳによるコミュニケーショントラブルや、長時間利用、著作物の侵害などの課題が生じている。これらの課題を学校が心配し過度に利用の制限をするのではなく、子どもの未来の成長を支えとともに、国際的なルールを遵守する

観点からも、児童生徒がデジタル社会を構成する一人として、情報社会において適正な活動を行うための基になる情報モラルと必要な知識を習得できるよう指導していく必要がある。

3 ICTの環境整備

GIGAスクール構想等により、児童生徒一人一台端末の配備や学校における高速大容量通信ネットワークの整備など、基本的な学校ICT環境の整備を実施した。また、タブレット端末をより活用できるように大型提示装置については、令和4年度からすべての普通教室へ大型提示装置の設置を進めている。今後も、引き続きより充実した環境を整えるために、新たな機器の整備等を検討していく必要がある。

また、指導者用の学習用PCはすべての教室に整備ができているが、タブレット端末はまだ全教職員に対して整備できていない。今後は、令和7年度に児童生徒のタブレット端末更新を行い、児童生徒の学習者用端末と教職員の指導者端末を継続的に更新し整備していく制度設計の構築が求められる。

現状では、一人一台端末の配備が完了し、学習においての使用が広がっている。現在の子どもたちは、「デジタルネイティブ」ともいえる世代であり、文房具と並ぶマストアイテムとして一人一台端末を活用できる教育環境を整える必要がある。一人一台端末を活用した学習機会を保障するために、保護者とも共通理解を図りながら、多様な教育的ニーズへの配慮も踏まえて、端末を日常的に使用することや、安全・安心に持ち帰り等を行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要である。

また、学校ICT環境が整備され、ICTが活用された授業が日常的となっている。授業でのデジタル教科書やデジタル教材の活用が一層進む中、教師がICTを活用しやすい環境を作ったり、教職員の情報モラルを高めながらより充実した授業のために新たなデジタル教材を導入し広めていったりすることが重要である。

4 学校における働き方改革と組織・体制

本市では、市内全校で統一した校務支援システムの導入や学校と家庭の連絡機能やアンケートのデジタル化の普及、事務共同実施による市内統一されたデータ管理や共有データの使用を図るなど、学校の情報化による校務の効率化や教職員の負担軽減の取組を進めてきた。今後は、導入されているシステムをさらに有効活用することや新たな学習支援ツールを導入することで教育現場のDX化をより一層推進し、超過勤務の削減に努めていく必要がある。

また、GIGAスクール構想による急速なICT整備に伴い、学校の教職員の

負担軽減や授業支援を行うために、市独自に雇用したＩＣＴ支援員を中心に、アカウント管理や、ＩＣＴ機器のサポート対応などの学校支援を行っている。しかしながら、令和５年度学力・学習状況調査学校質問紙の「コンピュータなどのＩＣＴ機器の活用に関して、学校内外において十分にサポートが受けられていますか」に対して、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合が、小中学校どちらも全国平均より低い状況である。今後は、教員の校務や授業でのＩＣＴ活用への負担を減らし、さらなる活用を支援する体制の構築が必要となってくる。

第３章 基本方針

本計画では、Society5.0 の到来により、今後も技術革新が進んでいくこの時代において、「第２期東近江市教育振興基本計画」の基本理念である、他者にも思いを馳せながら、予測困難な社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生き抜く力を持った人を育成する教育を推進するために、次に掲げる４つの基本方針を定め、これらの方針に沿った具体的な施策を計画的かつ総合的に推進する。

【施策の柱】

１ ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、三方よし学力向上プランによる授業改善を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力および確かな学力の育成に努める。
- (2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図るため、一人一台端末の効果的な活用を推進し、すべての子どもの学習機会を保障するために一人一台端末を家庭においても学習に利用することができるよう、デジタル教材を活用した家庭学習を推進する。
- (3) 発達段階や個々の特性、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど様々な教育ニーズを持つ児童生徒であっても、ＩＣＴの特性を最大限に活用し、誰一人取り残されず、個々の才能を伸ばすための学びの機会の提供を図る。
- (4) 児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の利用を通じ、社会に積極的に関与し、参加する能力の習得を目指す。

2 教職員の I C T 活用指導力の向上

- (1) 学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実や教職員の授業に対する考え方の変革を進めるとともに、授業改善に対応できる I C T 活用指導力の向上を図る。
- (2) I C T 活用能力や情報モラルなどの情報活用能力を児童生徒の発達段階を考慮しながら育成するために、カリキュラム・マネジメントの充実により各教科の中に位置づけていく。また、校内や校外での研修等で教職員の情報モラルの向上を図る。

3 I C T を活用するための環境の整備

- (1) G I G A スクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について検討する。その際、端末整備の更新期を見越した今後の持続可能性や、その時点での端末の水準に照らし、機能・品質などに支障がない範囲での端末のリユースやリサイクルの可能性など、効率的な整備の方法も検討する。
- (2) 教職員及び児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系と学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの導入を検討していく。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞り、利便性と十分なセキュリティの確保の上での、校務支援システムのクラウド化や、効果的かつ効率的なシステムの入替えを検討していく。
- (3) 情報活用能力の育成や I C T を活用した学習活動の充実による授業改善を図るため、より効果的なデジタル教科書やデジタル教材を検証し、国や県の方針や動向を注視しながら、導入や更改を推進していく。また、I C T を活用した校務の改善のために、より効果的で効率的なシステムの検討を図る。
- (4) 全ての児童生徒が、学校における I C T の活用を「当たり前」「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、I C T の利点を共有することができるよう学校の I C T 環境整備を進める。また、災害時や感染症等の非常時において、自宅等における I C T を活用した学習を継続できるよう環境整備を図っていく。

4 I C T 推進体制の整備と人材確保

- (1) I C T を活用した校務の改善により教職員の長時間勤務を解消し、子ども

一人一人と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。また、校務支援システムの活用による働き方改革を推進するため、引き続き、適宜システム改修や市内での優良事例の共有を図る。

- (2) ICTを活用した学習の推進や効果的な実践を多く集約するために、ICT教育担当が集まる機会を定期的に確保していく。
- (3) ICT教育担当の教職員への負担が過度に集中しないよう、組織的な支援体制の強化や各学校の情報担当者との連携等を進める。
- (4) ICT支援員等と学校の連携を強化し、効果的なICT活用方法を学校に周知していく。
- (5) 教職員及び児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系と学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの導入を検討していく。また、汎用のクラウドツールで対応できない、真に必要な機能に絞り、利便性と十分なセキュリティの確保の上での、校務支援システムのクラウド化や、効果的かつ効率的なシステムの入替えを検討していく。(再掲)

第4章 学校教育の情報化に関する目標

指標	現状値	目標値
文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査 前年度、ＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を、どの程度使用しましたか。	小 59.5% 中 27.4% (2023 年度)	小 90.0% 中 70.0% (2028 年度)
文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 教材研究・指導の準備・評価・校務などにＩＣＴを活用する能力 自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合	84.7% (2022 年度)	90.0% (2027 年度)
文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 授業にＩＣＴを活用して指導する能力 自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合	71.1% (2022 年度)	90.0% (2027 年度)
文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力 自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合	75.8% (2022 年度)	90.0% (2027 年度)
文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力 自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合	82.8% (2022 年度)	90.0% (2027 年度)

※各調査において調査項目に変更があった場合、類似の調査項目への見直しを行う。

第5章 計画的に講ずべき施策

1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

(1) ICTの主体的で効果的な活用の推進

ア 取組の方向性

- (ア) ICTの効果的な活用が図られるよう、各教科の特質に応じて多様な学習場面での効果的な活用による、わかりやすく理解が深まる授業づくりを推進する。
- (イ) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図るため、児童生徒がアナログとデジタルを場面によって選択したり、効果的に組み合わせたりできる力を育成する。
- (ウ) いつでもどこでも学び直しができるように、一人一台端末の持ち帰りによる学習の充実や学習機会の保障をする。また、授業と家庭学習を循環させる主体的な学習を推進する。

イ 主な取組

- (ア) 三方よし学力向上プランを中心にICTを利活用した授業改善の推進
 - (イ) 日常的な一人一台端末の活用を図るための仕掛けと工夫
 - (ウ) デジタル教科書やデジタル教材を活用した多様な学習の推進
 - (エ) 一人一台端末持ち帰りを推進するための目標設定
 - (オ) 一人一台端末を利用した効果的な家庭学習の実施
 - (カ) ICT活用スキル取組一覧表を使ったICTスキルの向上
- (2) 様々な教育ニーズを持つすべての児童生徒の学びへのICT活用

ア 取組の方向性

- (ア) 発達段階や個々の特性、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど様々な教育ニーズを持つすべての児童生徒に対し、ICTの活用により学ぶ機会を保障する。
- (イ) 教科指導や自立活動等において、ICTを活用し必要な支援の充実を図る。
- (ウ) 日本語指導が必要な児童生徒に、1日でも早く学校に慣れ適応できるよう、ICTを活用した円滑なコミュニケーションなどを行い、一層の教育の充実に努める。

イ 主な取組

- (ア) タブレット端末を活用した遠隔教育の実施
- (イ) 不登校未然防止のためにタブレット端末を活用したデータの収集と分析

- (ウ) 個に応じた教育コンテンツの充実
 - (エ) 日本語初期指導教室でのデジタル教材の利活用
- (3) 情報モラル教育の充実
 - ア 取組の方向性
 - (ア) 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度や判断力を身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、教科横断的な情報モラルに関する指導を推進する。
 - (イ) スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう指導していく。
 - イ 主な取組
 - (ア) 情報モラルカリキュラムの作成
 - (イ) 情報モラル教育の推進
 - (ウ) 情報モラルが効果的に学べる教材の導入
- (4) プログラミング教育の推進
 - ア 取組の方向性
 - (ア) 高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設に対応できる児童生徒の育成のため、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、盛り込んだ学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。高等学校における情報科へ対応するため、令和6年度に中学校に共通のプログラミング教材を導入し、テキストコードでのプログラミング教育を実施する。また、今後は小学校においても、共通のプログラミング教材の導入することで系統的にプログラミング的思考の育成を図る。
 - イ 主な取組
 - (ア) 小学校共通のプログラミング教材の導入により、プログラミング教育の推進
 - (イ) 中学校共通のプログラミング教材を用いた指導による、高等学校における情報科に対応できる生徒の育成
- (5) 健康面への配慮
 - ア 取組の方向性
 - (ア) 姿勢や視力低下、依存症等の身体的・精神的な健康面に留意したタブレット端末等の利用について啓発・指導を行う。
 - イ 主な取組
 - (ア) 健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

2 教職員の I C T活用指導力の向上

(1) I C Tを活用した指導方法等の普及

ア 取組の方向性

- (ア) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、I C Tを日常的に活用している指導方法の優良事例集の作成を図るとともに、公開授業や研修等で普及を進める。
- (イ) 教職員がI C Tを活用した教育活動をあらゆる学習場面において自在に行えるように、学校訪問型の研修やI C T活用が苦手な教職員向けの研修を開催し、研修の機会の確保と内容の充実を図る。

イ 主な取組

- (ア) I C T推進委員会を中心とした研究授業の実施
 - (イ) 各校の優良事例を集約したI C T活用事例集の作成
 - (ウ) 三方よし学校訪問でのI C Tを活用した授業改善の指導助言
 - (エ) I C T活用のノウハウが不足している教員向けの研修の定期的な実施
- (2) 学校の教職員の資質の向上

ア 取組の方向性

- (ア) 教職員が、デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し責任ある行動ができる児童生徒の育成ができるように、情報モラルや情報セキュリティ、著作権への理解、さらにはデジタル・シティズンシップの視点などを踏まえた指導力向上の研修の充実を図る。
- (イ) 管理職の研修や校内研修でリーダー的な役割を担うミドルリーダーへの養成的な研修を行い、情報活用能力の育成に関する内容を含めた校内研修の充実を図る取組を進める。また、指導主事による研修や授業づくりに関する学校訪問を実施する。

イ 主な取組

- (ア) 情報モラル、情報セキュリティなど教職員の資質向上研修の実施
- (イ) 管理職やミドルリーダーを対象とした、著作権等の研修の計画的な実施

3 I C Tを活用するための環境の整備

(1) 学校におけるI C Tの活用のための端末やネットワーク等の環境整備

ア 取組の方向性

- (ア) 一人一台端末の更新期を見越した今後の持続可能性や効率的な整備の方法を検討していく。その際、全国の動向を注視しながら、児童生徒だけではなく、教職員用端末についても、指導しやすい端末を選定していく。

- (イ) 校務系ネットワークと学習系ネットワークの分離を必要としない、ゼロトラスト構想の実現や、データのクラウド化を図る。
- (ウ) 経済的状況等により家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対しては、貸与用のモバイルルーター等を確保することにより、学びのセーフティネットを確保する。
- (エ) 不登校や非常時における児童生徒の学びをとめないことやつながりを確保するために、遠隔授業等で学びの機会を確保したり、優良事例を収集しまとめたりしていく。

イ 主な取組

- (ア) 一人一台端末の効率的な整備方法を検討し計画の立案
 - (イ) ゼロトラスト推進のための計画を立案
 - (ウ) 貸与用のモバイルルーター等の確保
 - (エ) 不登校児童生徒に対して、遠隔授業の実施
 - (オ) 市内の優良事例の収集・共有
- (2) 学習指導の充実のための環境整備

ア 取組の方向性

- (ア) 現在、国の実証事業により整備している学習者用デジタル教科書の効果検証や無償給与の取扱等、国の方針を注視しながら、より効果的な活用に向けた整備の在り方等を検討していく。併せて、指導者用デジタル教科書についての効果検証も行いながら、必要なデジタル教科書を検討し導入していく。
- (イ) 協働学習ソフトやデジタルドリルなどの学習支援ソフトウェアを活用して、授業の効果的な展開と準備負担の軽減の両立を進める。またより適したデジタル教材を導入するために定期的に検討を行い整備していく。

イ 主な取組

- (ア) 計画的な学習者用デジタル教科書の整備
- (イ) 計画的な指導者用デジタル教科書の整備
- (ウ) 授業の効果的な展開と準備負担の軽減の両立するためのデジタル教材の整備

4 ICT推進体制の整備と人材確保

(1) ICT推進体制の整備

ア 取組の方向性

- (ア) 統合型校務支援システムをはじめとして校務の情報化により、書類作成や情報共有などについて効率化を進め、実態の把握を行い校務のデ

デジタル化を推進する。それとともに、児童生徒一人一人の状況を多面的に把握した指導や支援を進める。

- (イ) ICT活用による教育の充実のために、ICT推進委員会を中心として、研究授業の公開や市内の実践の共有を推進していく。
- (ウ) 国や県の動向を注視しながら、校務系ネットワークと学習系ネットワークの分離を必要としない、ゼロトラスト構想の実現や、データのクラウド化を推進するための体制を整備する。

イ 主な取組

- (ア) 情報の一元化による校務の効率化に資する統合型校務支援システムの運用
 - (イ) ICT推進委員会の定期的な実施と内容の充実
 - (ウ) ゼロトラストを検証推進する担当者会議の設置
- (2) ICT推進体制のための人材確保

ア 取組の方向性

- (ア) ICT支援員と連携しながら授業における効果的なICTの利活用について支援ができる体制を整備していく。また各学校における教員の実状やICT活用状況等を勘案しつつ、学校のニーズに合わせた支援員の弾力的な配置を行う。
- (イ) ヘルプデスクを設置して操作方法の相談や機器の不調時の相談、メーカーへの報告手続き等を委託することで、現場の教員の負担を軽減する。

イ 主な取組

- (ア) ICT支援員の効果的な配置や定期的な学校訪問による学校支援
- (イ) 引き続きICT支援員によるヘルプデスクの設置

(参考資料)

- I 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例
- II 学校教育の情報化の推進に関する法律

I 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下「法」という。）第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

2 この条例において「学校教育の情報化」とは、学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用および学校における情報教育（情報および情報手段（電子計算機、情報通信ネットワークその他の情報処理または情報の流通のための手段をいう。）を主体的に選択し、およびこれを活用する能力の育成を図るための教育をいう。第11条において同じ。）の充実ならびに学校事務（学校における事務をいう。以下同じ。）における情報通信技術の活用をいう。

3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

4 この条例において「デジタル教材」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）として作成される教材をいう。

5 この条例において「デジタル教科書」とは、学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書に代えて、または同項に規定する教科用図書として使用することができるデジタル教材をいう。

(基本理念)

第3条 学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面による指導と遠隔授業（情報通信技術を利用して、授業を行う場所以外の場所で履修させる方法による授業をいう。）等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力（情

報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力をいう。) および確かな学力(基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度をいう。)の育成が効果的に図られること。

- (2) デジタル教科書その他のデジタル教材を活用した学習その他の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。
- (3) 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。
- (4) 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。
- (5) 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。第14条において同じ。)の確保を図りつつ行われること。
- (6) 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。
- (7) 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。
- (8) 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する計画的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、学校教育の情報化の推進に市町が果たす役割の重要性に鑑み、学校教育の情報化に関する施策の推進に当たっては、市町との連携協力を図るものとする。

3 県は、学校の設置者が行う学校教育の情報化の推進に必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(学校の設置者の役割)

第5条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育情報化推進計画)

第6条 県は、法第8条第1項の規定により文部科学大臣が定める学校教育の情報化

の推進に関する計画を基本として、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
 - (2) 学校教育情報化推進計画の期間
 - (3) 学校教育情報化推進計画の目標
 - (4) 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 学校教育情報化推進計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 県は、学校教育情報化推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ市町、学校の設置者および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、学校教育情報化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前 2 項の規定は、学校教育情報化推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について、準用する。

（情報通信技術を活用した指導方法等の普及）

- 第 7 条 県は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習が促進されるよう、情報通信技術を活用した指導方法等の普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（情報モラル教育の充実等）

- 第 8 条 県は、保護者、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、インターネットを通じて行われるいじめ（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項に規定するいじめをいう。）を防止するとともに、児童生徒に対する情報モラル（情報化社会の中で適正な活動を行うための基となる考え方および態度をいう。第 11 条において同じ。）に関する教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（障害のある児童生徒の教育環境の整備）

- 第 9 条 県は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施

策を講ずるものとする。

（特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等）

第 10 条 県は、情報通信技術の活用により障害のある児童生徒、疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒および日本語の指導が必要となる外国人の児童生徒その他の特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導またはきめ細かな支援が実施されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（学校の教職員の資質の向上のための研修の実施等）

第 11 条 県は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の収集、分析および普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善および情報教育の充実ならびに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るとともに、教職員の情報モラルを高め、教職員が適切な指導または助言をすることができるよう、学校の教職員の資質の向上のための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備）

第 12 条 県は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入および情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（学習の継続的な支援等のための体制の整備）

第 13 条 県は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を蓄積し、分析し、および活用できる環境の整備に必要な施策ならびに学校間および学校の教職員間で適切に共有するために必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の保護等）

第 14 条 県は、児童生徒および学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第 15 条 県は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保および資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等の推進）

第 16 条 県は、情報通信技術を活用した教育の効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の事例の収集、調査研究等の推進およびその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解と関心の増進）

第 17 条 県は、学校教育の情報化の重要性に関する県民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 18 条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第 19 条 県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

Ⅱ 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）（関連部分抜粋）

（学校教育情報化推進計画）

第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針

二 学校教育情報化推進計画の期間

三 学校教育情報化推進計画の目標

四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3・4 （略）

5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 （略）

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

（デジタル教材等の開発及び普及の促進）

第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（教科書に係る制度の見直し）

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同

じ。)について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

(障害のある児童生徒の教育環境の整備)

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、

生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

第二十二条 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する

